

## 質問方法を選択制にしました

年に4回開催される定例会の本会議では、議員による議案質疑や一般質問を行っています。



**議案質疑** 議会に提出された議案についての質問

**一般質問** 市の行財政全般の疑問点や将来の方針などの質問

この質問方法については、市民にわかりやすい議論となるよう平成15年から対面式による一問一答方式を採用していますが、議論をさらに活性化し、有効なものとするため11月定例会から新たに「分割質問・分割答弁方式」を導入し、2つの質問方法からの選択制としました。

なお、質問内容は事前に市長側へ通告をしています。

	一問一答方式	分割質問・分割答弁方式
質問と答弁方法	全ての質問を一問一答で行います。	質問事項を大きな項目に分割して質問し、分割された質問に対して一括して答弁を行います。
時 間	答弁の時間を含まず、議員一人当たり25分間以内。	

## 反問権を拡大し、さらに反論権の付与を行いました

従来、市長等の執行機関は、議員の質問に対して答弁を行うのみでしたが、平成27年に施行された草津市議会基本条例において、議員の質問の論点や根拠などを明確にするための反問ができるようになりました。この11月定例会からは、この反問権をさらに拡大（代替案の要求や逆質問）することに加えて、議員の発言に対して反対意見を述べることができる「反論権」を新たに付与しました。

これにより、議員が行う質問の趣旨や根拠が不明瞭な場合、市長等から反問権や反論権を行使されると、議員は反問、反論に対して答弁を行わなければなりません。そのため、質問を行う議員は、質問内容をこれまで以上に十分精査する必要があり、より精度の高い内容の質問を行うこととなります。